

平成 26 年 6 月 9 日現在

機関番号：32683

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2012～2013

課題番号：24830089

研究課題名(和文)日本の企業統治 戦時・戦後の電力会社を中心に

研究課題名(英文) Japanese corporate government; A case of electric power companies in war and postwar period.

研究代表者

北浦 貴士 (Kitaura, Takashi)

明治学院大学・経済学部・講師

研究者番号：00633489

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円、(間接経費) 540,000円

研究成果の概要(和文)：まず、1939年～1950年において電気供給事業の中心的な存在であった日本発送電株式会社の企業統治を会計行動の側面から明らかにし、『明治学院大学経済研究』に「総括原価方式による電気料金認可制度と日本発送電株式会社の企業統治 会計行動の側面から」という形で発表した。さらに、1951年～1954年の9電力における企業統治を総括原価方式と呼ばれる電気料金決定メカニズムとの関係から明らかにした。この成果はこれまでの研究成果と合わせる形で、拙書『企業統治と会計行動：電力会社における利害調整メカニズムの歴史的展開』に発表した。

研究成果の概要(英文)：The corporate governance of Nippon Hassoden Co. among 1939 to 1950 was revealed from a view of its accounting behavior. This research result was published as "Cost-based pricing system and corporate governance of Nippon Hassoden Co." in "The Paper and Proceedings of Economics" published by The Faculty of Economics Meiji Gakuin University in 2013. In addition, the corporate governance of nine electric power companies among 1951 to 1954 was revealed concerned with the electricity rate system. This research result was published as a part of "Corporate Governance and Accounting Behavior; Historical Analysis of Interest Coordination in Electric Power Companies" in 2014.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済史

キーワード：企業統治 電力会社

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本経済が、戦後大きく成長した要因として、「日本的経営システム」が指摘されることがある。「日本的経営システム」として、日本企業の資金調達に対しては、銀行からの借入金(間接金融)を中心とした資金調達と企業グループ内の株式持ち合いが、企業統治構造に対しては、メインバンクシステムと呼ばれる債権者による監視体制と物言わぬ株主が挙げられる。また、「日本株式会社」と呼ばれる通り、通産省の産業政策が日本の経済発展に大きく貢献した点もしばしば指摘される(Chalmers Johnson [1982] “MITI and the Japanese miracle”, Stanford University Press)。このような日本独自のシステムは、どのような目的で誕生し、どのような意義を有していたのだろうか。岡崎哲二他編[1993]『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社や Hoshi & Kashyap[2004] “Corporate Financing and Governance in Japan”, The MIT Press は、上記システムが戦時システムの中で戦争遂行を目的に誕生し、戦前の日本企業においては、株式中心の資金調達、株主による企業統治という「アングロ・サクソン型」企業システムが展開したとしている。

(2) 申請者は、これまで戦前期日本の企業金融と企業統治について、戦間期に最も積極的に資金調達を行った電力会社を中心に考察を加えてきた。そこでは、社債(1920年代の外債、1930年代の内債)を中心として資金を調達していた電力会社において、1920年以前の高配当・裁量の会計行動の下での株主による企業統治から、債権者と経営者間の契約条項とそれをモニターする監視システム(会計監査・役員派遣)によって、規則的な減価償却行動の実行を柱とする債権者による企業統治へと変化していった点を明らかにしている。

(3) ここから、戦前日本の企業統治に対して、「アングロ・サクソン型」であったとする先行研究は、誤っているとまでは言えなくとも、少なくとも資本市場の中核に位置していた電力会社においては、当てはまらず、多様な企業統治形態がありえたことはいえよう。それと同様に、戦時・戦後日本の企業金融・企業統治構造をいわゆる「日本的経営システム」と一括りにするのは、早計であり、再検討の余地があると思われる。

2. 研究の目的

(1) 本研究では、戦時・戦後日本の企業金融・企業統治構造の特徴を、1939年～1954年の電力会社の会計行動を通じて、明らかにする。電力会社を分析の中心とする理由として、今までの研究との継続性に加えて、

1920年代と並んで、1950年代～1960年代の電力会社が、鉄鋼業や造船業、自動車産業に対して、エネルギーを提供する産業として、日本経済において重要な役割を果たしたこと、福島第一原子力発電所事故以降、電力会社の企業統治や料金計算システムに対する見直しが進んでいるが、地域別独占や総括原価計算方式と呼ばれる料金計算システムは、戦時から1951年の電力再編成の流れの中で、基本的な部分が構築されていったことが、挙げられる。以上から、本研究では、戦時から戦後にかけての電力会社の企業統治の変化を解明することを通じて、申請者は、今後の電力会社の企業統治のあるべき姿を模索する1つの材料を提供したい。

(2) 本研究の特徴及び独創的な点は、会計行動の側面からその企業の資金調達やコーポレートガバナンスを明らかにしていこうとする点である。会計行動に注目する理由は、企業会計が、企業の企業金融や企業統治の状況を写し出す鏡であるためである。日本経済史の分野において、電力産業の研究の蓄積は非常に厚いが(橘川武郎[1995]『日本電力業の発展と松永安左衛門』名古屋大学出版会・[2004]『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会・中瀬前掲書・梅本哲世[2000]『戦前日本資本主義と電力』八朔社・渡哲郎[1996]『戦前期のわが国電力独占体』晃洋書房)、この分析視覚からの研究は、ほとんどなされてこなかった。一方で、会計史の分野においては、その関心の中心が、会計制度や会計理論に置かれ、会計実務を対象とする研究蓄積は、薄いと言わざるをえない。したがって、これまでほとんど明らかにされてこなかった総括原価計算を柱とする電力会社の会計行動と利害関係者間の関係性に対する、本研究による解明は、日本経済史のみならず、会計学・経営学、さらには今後の電力会社の企業統治のあり方を考えるうえで、その貢献度は非常に高いといえよう。

3. 研究の方法

(1) 以上における本研究の目的を踏まえると、大きく「電力国家管理の時代(1939年～1950年)」と「電力体制の誕生(1951年～1954年)」に分類できる。

(2) まず、「電力国家管理の時代(1939年～1950年)」においては、日本発送電株式会社という国営電力会社が、発電・送電の中心を担っていた。電力国家管理の時代において、総括原価計算方式の基礎となる経費計算が厳密に実施されるようになった(中瀬哲史[2005]『日本電気事業経営史』日本経済評論社)。そこで、本研究では、日本発送電が、どのような意図の下で経費計算を実施していたのか、日本発送電の利害関係者(経営者・株主・銀行・政府)の思惑が、経費計算

にどのように反映されていたのかを明らかにする。そのために、本研究では、電力中央研究所が所蔵する『日英文庫』を利用して検討を加える。『日英文庫』は、1939年～1950年にかけて発電・送電の中心的存在であった国営企業「日本発送電株式会社」に関する史料群である。その史料数は、8,000点近くに達するくらい豊富である。本研究との関係から注目すべき史料は、経費計算関係資料、株主総会議事速記録、企業情報開示資料、監督関係資料である。これらの史料を入手し、総括原価計算の解明とそれが日本発送電の会計行動や配当政策に与えた影響を分析するとともに、逓信省と経営者、株主や銀行に代表される資金提供者の利害がどのように調整されていったのかを明らかにする。

(3)次に、「9電力体制の誕生(1951年～1954年)」の時期においては、電気事業再編成の結果、電気供給事業は9つの地域に分割され、民有民営の9電力(北海道電力・東北電力・東京電力・中部電力・北陸電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力)が各地域において原則として独占的に電気を供給していた。電気料金は引き続き政府の認可を経て決定された。電気料金は、総括原価方式に基づいて決定されたが、総括原価方式に基づく電気料金算定においては、9電力の経営を安定化しつつ、できるだけ電気料金を低くすることが求められた。そこで、本研究では9電力の有価証券報告書、衆議院及び参議院の委員会議事録、通商産業省年報や通産省公益事業局が作成した解説書、National Archives and Records Administration が所蔵する GHP/SCAP Records などを利用して検討を加える。

4. 研究成果

(1)まず、電力国家管理の時代(1939年～1950年)において電気供給事業の中心的存在であった日本発送電株式会社(以下、日発)の企業統治を会計行動の側面から明らかにし、『明治学院大学経済研究』に「総括原価方式による電気料金認可制度と日本発送電株式会社の企業統治 会計行動の側面から」という形で発表した。そこで明らかにした点は以下の通りである。

まず、電気料金認可制度の変遷を考える上で押さえておくべき点は、電力会社に対する企業統治の中心が債権者から政府へと変化した点である。日発の資金調達を中心は、1945年8月までは社債、1945年9月以降は借入金であった。国営電力会社であった日発では、1945年8月までの社債は政府保証付であったこと、1945年9月以降の借入金の主な借入先は、復金及び見返資金であったことから分かる通り、資金調達における政府との関係性が確認できる。また、社債発行及び1947年3月期までの借入れにおいて、興銀が重要

な役割を果たした。しかし、興銀の日発に対する統治に関しては、債権者としての権限が政府によって停止され、政府の監督に委託することとなった。

戦時期には、日発は予算制度を構築し、検査官による決算監査手続の中心が、予算と実績の差異分析や不明な点に対する質問であったことから分かる通り、日発の予算制度に対する政府の関心は高かったが、予算が電気料金に反映されることはなかった。すなわち、電気料金は戦争遂行の関係から低位に抑えられ、そのかわり政府補給金という形で、日発に対する損失補てんが実施されたのである。このような低い電気料金に対して、日発は1940年度から1941年度にかけては、実際減価償却金額を予定減価償却金額より下回る金額にすることによって、電気事業費用の増加を抑制していた。

戦後においては、政府補給金の廃止に伴い、電気料金の値上げが実施された。ここで重要であるのは、遅くとも1947年以降、電気料金の決定が費用計算と直接リンクするようになった点である。それは、値上げの根拠として会計上の問題が関係するようになったことを意味する。減価償却方法として定額法を採用するのか、定率法を採用するのかという選択、総括原価に含める修繕費の範囲の程度問題、資産再評価実施の有無が、日発の収益性に直接影響を与えることとなった。そのため、当該期の日発は、しばしば政府に対して相対的に低い電気料金の値上げの根拠として会計処理上の要求を行っていた。資産再評価に関して言及すれば、日発は戦後の激しいインフレに対応するため、資産再評価の実施を求めた。しかし、資産再評価は電気事業再編成後とすることが決定されたため、日発に適用される電気料金は資産再評価前の水準で低く抑えられるとともに、日発の減価償却費の金額も低いままであった結果、日発の減価償却不足の状況は最後まで変わらなかった。一方で、総括原価額の増加に基づく電気料金の値上げにより、消費者は電力会社に対して電気料金決定の基礎となる総括原価の適正な計算を求めるようになり、政府による電力会社に対する監査体制の強化も合わせて実施されていったのである。

(2)次に、「9電力体制の誕生(1951年～1954年)」という時期における、総括原価方式に基づく電気料金の認可過程を通じて、9電力の会計行動の意義を明らかにした。1951年～1954年の電気料金改訂は、それ以後の時期(1955年～1973年)と大きく異なっていた。1951年～1954年においては、低すぎる電気料金を是正するために、3度の料金改訂(1951年8月、1952年5月、1954年10月)が9社全社で実施されたのに対して、1955年～1973年においては全社一斉値上げがなくなり、最多値上げ回数も東北電力及び北陸電力の2回であった。1955年～1973年につ

ては、電気料金の安定化が図られるとともに、電気料金の上昇率は消費者物価指数の上昇率を下回り、諸外国と比べても低い電気料金が維持された。それとともに、橘川[2004]が明らかにしている通り、1955年～1973年には合わせて9電力の経営的安定も達成された。では、どうしてこの両者を同時達成することが可能であったのだろうか。本研究では、その理由を明らかにするため、1951年～1954年に導入された9電力会社の会計行動に着目して、分析を行った。その結果明らかになった事項は次の通りである。1951年～1954年にかけて、3回の電気料金値上げが実施されたが、実施に際しては値上げを反対する意見が公聴会等で出された。その反発は大きく、電力会社の申請率を大きく下回る値上げ率に抑えられた。その結果、1951年8月の料金改訂においては、「電力の鬼」松永安左工門を中心とする公益事業委員会は、電気料金算定の前提となる資産再評価率を限度額の100%から70%もしくは90%へ、減価償却方法を定率法から定額法へと変更せざるをえなかったのである。

料金値上げ率の抑制は、電力会社経営を圧迫するものであったが、9電力は1952年9月期～1953年9月期の15%配当、1954年3月期以降の12%配当を可能とする利益を計上した。このような利益計上を可能とした1つの理由として1952年3月期における再評価積立金を用いた損失処理や湯水準備引当金の取崩しといった9電力の会計行動を挙げることができる。特に、湯水準備引当金の取崩しに関しては、1954年9月期の北陸電力の事例のように、湯水状態ではないにもかかわらず、引当金全額が取崩され、配当可能な利益が計上されたのである。以上の名目配当率の維持に加えて、有償と再評価積立金の資本組入れによる無償割当を組み合わせた増資は、実質配当率を上昇させることとなり、9電力による有償増資を円滑化させた。

一方で、9電力の減価償却の拡充は遅れた。1951年8月の料金改訂において、定額法が採用されたこともあって、9電力は当初主張していた定率法を大きく下回る減価償却金額しか計上できなかった。また、資産再評価の限度額が定率法を基に計算されていたため、過去の償却不足が発生していたことに加えて、資産再評価で想定していた再調達原価が実際の建設費用を大きく下回っていたため、減価償却費は再投資資金の内部留保という観点から見た場合に不十分なものとなった。その結果、9電力の資金収入総額に占める減価償却費の割合は1951年度及び1952年度には10%を下回った。それに対応する形で、設備投資資金は外部借入金、特に開銀融資に依存しなければならなかった。減価償却の拡充は、最終的には電気料金の値上げによって解決せざるをえず、通産省公益事業局及び世界銀行に代表される債権者からの要求も合わさって、1954年10月に電気料金が値上げさ

れ、9電力による減価償却拡充が図られたのである。

また、9電力の会計行動をバックアップしたのは、電力会社の会計に関する規則や監督官庁による会計監査であった。「電気事業会計規則」において湯水準備引当金の計上が任意から強制へと変更され、「電気事業固定資産減価償却実施要領」においては、定額法に加えて定率法が減価償却の原則的方法に加えられた。さらに監督官庁による会計監査は、総括原価の適正な算定とそれに対する適切な査定を目的として、拡充がされていたのである。

ここから、1951年～1954年の電力会社の会計行動は、世論によって電気料金の値上げ率が抑えられる中で、電力会社の経営を安定化させる方向に働いていたと結論づけられる。

以上の成果は、これまで行ってきた成果を加えて、2014年に『企業統治と会計行動：電力会社における利害調整メカニズムの歴史的展開』という単著の形で発表した。なお、当該書籍における「9電力体制の誕生(1951年～1951年)」に関する研究成果は第8章に該当する。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

北浦貴士「総括原価方式による電気料金認可制度と日本発送電株式会社の企業統治 会計行動の側面から」明治学院大学経済研究、査読無、第146号、2013、21-48

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 1件)

北浦貴士『企業統治と会計行動：電力会社における利害調整メカニズムの歴史的展開』東京大学出版会、2014、382

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

北浦貴士 (KITAURA, Takashi)
明治学院大学・経済学部・専任講師
研究者番号：00633489

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：